

当社社員による電気料金の着服について

平成20年12月18日
北陸電力株式会社

当社富山支店に所属する男性社員が、平成19年7月頃から本年11月までの間にお客さまから集金した電気料金の一部（合計約400万円）を会社へ入金せず、着服する事実が判明いたしました。

当社は、本人から事情を聞くなど、詳しい事実関係を確認してまいりましたが、本日、警察ご当局に告訴手続きを取ることを決定いたしました。

また、現時点で確定している着服額全額について、既に本人から弁済を受けていますが、不祥事の重大性に鑑み、本日、本人を懲戒解雇処分とすることを決定いたしました。

地域の皆さまからの信頼回復に向け、全社を挙げて不適切な取扱い等の再発防止に取り組んでいる中、当社社員がこのような不祥事を起こしてしまったことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、不適切な取扱いの発生原因を踏まえ、集金に関する取扱いをより厳格に見直し、再発防止の取組みを徹底してまいります。

以 上